

事務連絡  
令和2年3月26日

各都道府県一般廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「年少者の就業制限の業務の範囲に係る解釈の一部改正について」の発出について

一般廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、年少者の就業制限については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第62条第2項により、「使用者は、満十八歳に満たない者を、（略）安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。」とされており、その業務の範囲としては、年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）第8条第42号において「焼却、清掃又はと殺の業務」が定められています。そして、労働基準法関係解釈例規（昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号）において、「清掃の業務」とは、「糞尿汲取、塵芥収集などいわゆる汚物処理の業務に限られるものであること」とされてきたところです。

今般、上記の取扱いについて、別添のとおり、厚生労働省から「年少者の就業制限の業務の範囲に係る解釈の一部改正について」（令和2年3月26日付け基発0326第13号厚生労働省労働基準局長通達）が発出され、「清掃の業務」の解釈が変更されておりますので周知いたします。なお、「焼却の業務」の解釈について変更はありません。

貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴管内市町村に周知をお願いいたします。

**【本件に関する連絡先】**

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課 大塚、大城  
TEL 03-3581-3351（内線6857）  
FAX 03-3593-8263  
E-mail hairi-haitai@env.go.jp

「特別管理一般廃棄物」を除く。)以外の廃棄物の収集又は運搬をいう。なお、一般廃棄物の収集又は運搬に係る業務であっても、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物を投入する作業等は含まれるものであること。